

「合併・分社等による組織変更の手続き」改訂一覧

1. 合併・分社等による組織変更の取扱い

	改訂後（平成 22 年 7 月 8 日改訂）	改訂前（平成 18 年 5 月 20 日制定）
1.の前文	合併・分社化の種類ごとに、プライバシーマーク認定に関する地位の継承、当該事象が発生したときの届出時期と届出内容、届出に伴う指定機関（含む、協会）の措置及び費用について、 <b>原則として</b> 以下の通り定める。	合併・分社化の種類ごとに、プライバシーマーク認定に関する地位の継承、当該事象が発生したときの届出時期と届出内容、届出に伴う指定機関（含む、協会）の措置及び費用について、以下の通り定める。
類型：2 表題	<b>付与事業者が他の付与事業者から<b>事業譲渡</b>を受けた場合</b>	<b>認定事業者が他の認定事業者から<b>営業譲渡</b>を受けた場合</b>
類型：3 表題	<b>付与事業者が非付与事業者から<b>事業譲渡</b>を受けた場合</b>	<b>認定事業者が非認定事業者から<b>営業譲渡</b>を受けた場合</b>
類型：3「届出内容」	教育実施記録（ <b>事業譲渡</b> により受け入れた対象者の教育実施記録）	教育実施記録（ <b>営業譲渡</b> により受け入れた対象者の教育実施記録）
類型：3「届出に伴う措置」	教育実績確認（ <b>事業譲渡</b> により受け入れた対象者全員を教育しているか）	教育実績確認（ <b>営業譲渡</b> により受け入れた対象者全員を教育しているか）
類型：3「費用」 類型：4「費用」 類型：5「費用」	<b>組織変更申請料(5万円)</b>	<b>5万円</b>
類型：6 表題	<b>付与事業者が会社分割後も存続会社として<b>事業</b>の一部を承継する場合</b>	<b>認定事業者が会社分割後も存続会社として<b>営業</b>の一部を承継する場合</b>
類型：7 表題	<b>付与事業者が会社分割によって新会社として分割前の<b>事業</b>の一部を承継する場合</b>	<b>認定事業者が会社分割によって新会社として分割前の<b>営業</b>の一部を承継する場合</b>
類型：8「その他」	<b>類型：8において、非付与事業者が<b>実質的に事業を行っていない場合</b>（例えば、<b>実質的に事業を行っていない持株会社</b>）は、<b>審査を行った上で対象となった付与事業者の認定の地位を非付与</b></b>	

	<u>事業者に移行し継続させることがある(この場合、審査内容に応じて、別途、費用が生じることがある)。</u>	
類型：9 表題	<u>付与事業者が非付与事業者に事業譲渡した場合</u>	
類型：9「認定の地位」	<u>付与事業者が継続</u>	
類型：9「届出内容」	<u>不要</u>	
類型：9「届出時期」	<u>＝</u>	
類型：9「届出に伴う地位」	<u>＝(更新時に確認)</u>	
類型：9「費用」	<u>＝</u>	
類型：9「その他」	<u>類型：9において、非付与事業者が実質的に事業を行っていない場合(例えば、事業譲渡の受け皿のために形式的に設立された事業者)でかつ付与事業者のすべての事業を譲渡された場合は、審査を行った上で対象となった付与事業者の認定の地位を非付与事業者に移行し継続させることがある(この場合、審査内容に応じて、別途、費用が生じることがある)。</u>	

### 3. 申請後に合併・分社等が発生した場合の措置

	改訂後	改訂前
表頭の第2列	<u>現地審査実施前</u>	<u>審査実施前</u>
表頭の第3列	<u>現地審査実施後</u>	<u>審査実施後</u>
状況(1)「現地審査実施後」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事項変更報告書</li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事項変更報告書</li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて合併によって新たに<u>加わった事業に対して現地審査を実施する(追加料金)</u></li> </ul>	
状況(2)	申請事業者が他事業者から <u>事業譲渡</u> を受けた場合	申請事業者が他事業者から <u>営業譲渡</u> を受けた場合
状況(2)「現地審査実施後」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事項変更報告書</li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> <li>・必要に応じて合併によって新たに<u>加わった事業に対して現地審査を実施する(追加料金)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事項変更報告書</li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> </ul>

以上